

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書

1 目的

地域包括支援センター業務を統括・管理するとともに、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付マネジメント等が円滑に進み、介護予防効果が達成されるよう支援するためのシステムを再構築する。

2 業務内容

地域包括支援センターが実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理、及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）再構築業務。

3 対象データの目安

高齢者人口（地域支援事業対象者）	17,450 人（令和 7 年 4 月末）
予防給付対象者	1,018 人（令和 7 年 4 月末）

4 基本要件

- （1） パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。
- （2） 理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができる機能を備えるなど、汎用性が高いこと。
- （3） 地域包括支援センターの業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- （4） 地域包括支援センター管理システムを再構築するに当たり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- （5） 機器及びソフトウェアの導入に当たり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- （6） 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、別途費用をかけることなく保守の範囲内で対応すること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。
- （7） 受託業者は本センターから CSV データ出力を依頼された場合はその都度システム内に蓄積された、利用者基本情報、相談記録、支援経過記録、利用票提供票、アセスメント、ケアプラン、その他提供可能なデータを CSV データとして出力し、無償でそのデータを依頼日から 1 週間以内に提供すること。

5 システム及びネットワークの構成

（1） システム

サーバー及びクライアントを利用し、地域包括支援センター各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバー型システムとし、光市総合福祉センター「あいぱーく光」

内に設置するサーバーには、地域包括支援センターの情報を集約する。

(2) ネットワーク

光市が準備するネットワークを利用すること。クライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。

(3) その他

各種設定については、光市と協議の上行うこと。セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンタ印刷テストを行うこと。

6 機器構成・設置場所・動作環境

(1) 機器構成

新規サーバー2台及び周辺機器を設置しシステムが利用できる環境を構築すること。また、既存クライアント端末19台でシステムが利用できる環境を構築すること。ハードウェア調達の仕様は(別表1)に記載する。本稼働開始を令和8年4月1日とするため、契約締結日から令和8年3月31日までにシステム及び機器納入を全て完了し操作研修を実施すること。

(2) 設置場所

サーバー及び周辺機器	光市総合福祉センター「あいぱーく光」内
クライアント端末	光市基幹型地域包括支援センター(直営)
	光市西部地域包括支援センター(直営)
	光市東部地域包括支援センター(委託)
	※各地域包括支援センターの台数については光市に確認すること

(3) 動作環境

クライアント端末機に、特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。サーバー、システム利用端末、プリンタ等のセットアップを行うこと。

7 機能要件

- (1) 光市で管理する住民基本台帳情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。
- (2) 総合的な相談の受付から対応内容の記録までシステム内で管理でき情報共有が図れること。
また、各相談に関する情報に複数の集計区分を設け集計表が出力できること。
- (3) 高齢者虐待管理の受付から協議票、アセスメント等の登録が可能なこと。
- (4) 総合相談問い合わせ画面で、高齢者虐待で登録した情報が管理でき、画面上で総合相談と区別して表示されること。
- (5) 基本情報、支援計画表入力画面については初めてシステムを操作する職員でも簡単に入力できるよう、帳票をイメージした画面構成であること。
- (6) サーバーは直営包括と委託先包括とでネットワークが異なるため各々サーバーを設置し管

理を想定している。サーバー間でのデータ連携も必要となるが光市と十分に協議し連携範囲を決定すること。

- (7) 基幹包括と委託包括との連携については USB での情報連携を光市職員が定期的に行う。システム機能により業務ごとに下記情報連携が行える機能を有すること。

ア 基幹包括から委託包括：住民基本情報、認定情報

イ 委託包括から基幹包括：アセスメント、ケアプラン、利用票、総合相談

- (8) 外字表記に対応すること。

- (9) システム機能要件については、別紙3_システム機能要件仕様書のとおりとする。なお、機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積りに含め提案すること。

- (10) 令和8年3月（予定）に開始される自治体のデータ連携標準化について構築業務内で対応すること。移行時期、内容については光市と十分に協議し対応すること。

8 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、対応版ソフトウェア（プログラム）の無償提供を行うこと。適用作業については受託業者側が行うこととし、業務に精通した SE 又はサポートスタッフが改正内容等の情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国の利用者の意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- (3) 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）とサービス事業所の間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野の ICT 活用に向けた取組に対応できるシステムであること。

9 セキュリティ

本システムは重要な個人情報扱うため、セキュリティについては光市情報セキュリティ基本方針を遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策

ア ID・パスワードの設定が可能なこと。

イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。

ウ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。

エ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。

オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。

- (2) ウイルス対策

地域包括支援センターに関するサーバーにはウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ

対策を行うこと。

10 データ移行

- (1) データ移行の方法、時期については光市と十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、光市の承認を得ること。
- (2) データ移行に関しては、現行システムから出力したデータを CSV 形式により提供することを想定している。光市が提供するデータを、受託業者において変換し、システムに移行すること。尚、下記に記載する項目についてのデータ移行は必須とする。下記以外の項目についての移行範囲は発注者と受託業者間で協議し決定する。

ア 必須データ移行範囲

- (ア) 利用者情報 : 利用者基本情報 (氏名、性別、生年月日等)、介護保険認定情報
- (イ) 事業者情報 : 事業者基本情報 (名称、事業所番号等)、サービス加算情報
- (ウ) アセスメント : 利用者基本情報 1、利用者基本情報 2、基本チェックリスト
- (エ) ケアプラン : 支援計画表、支援経過記録
- (オ) 相談業務 : 相談内容、集計区分

※家族構成図、週間プランについてはシステム会社により構造が異なるため対象外とする

- (3) 利用票については 1 月提供分の情報を紙又は PDF で提供する。受託業者においてデータパンチ等で 2 月の国保連請求が行えるようデータの整備を行うこと。
- (4) データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。
- (5) 移行データに関するトラブルが発生した場合は、光市担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるように最善の努力をすること。
- (6) 本稼働までに要求機能について実装確認を行い、スムーズな稼働を行えるようにすること。
- (7) 不足するデータがある場合は、光市から書面にて作成又は提供された帳票類をデータ入力作業によりデータを作成、システム処理可能な状態でデータを移行すること。

11 保守・サポート体制

システムについては、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

(1) サービス要件

ア 問い合わせ対応サービス

- (ア) 本業務システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。
- (イ) 受付方法は、電話及び電子メールとする。窓口の対応時間は、原則、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。また、国保連請求締日前の土曜日 (祝日除く。) も電話による対応が実施できる体制が取れること。

(2) システム管理サービス

ア 本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェアの構成情報、設定情報等について管理を行うこと。

イ システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、光市に提出すること。

(3) セキュリティサービス

本業務システムを構成するソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について、システム運用に影響を及ぼすような障害が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施すること。

(4) 障害対応サービス

ア 本業務システムにおいて障害が発生した場合は、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに関わらず速やかに復旧させること。

イ 光市より障害発生連絡を受けた場合、速やかに障害復旧作業に着手すること。

(5) パッケージシステム保守サービス

法制度改正対応ソフトウェア（プログラム）の適用に必要な期間について光市へ提示し、当該対応ソフトウェアの適用作業を実施すること。

1.2 操作研修

(1) 地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった等、光市から依頼があった場合はその都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること。

(2) 操作研修に当たり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、光市に提供すること。

1.3 その他

(1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。

(2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、光市と協議の上、決定するものとする。

(3) 本業務の遂行に当たり、受託事業者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。

(4) 仕様書の内容について、光市の指示又は設備上、重大な問題が発生した場合は協議の上、変更可能とする。

(別表1) 新規調達仕様

機器については、次の要件を満たし、システムが5年間安定稼働できるものを提案すること。
サーバー、無停電装置、バックアップ装置の収納ラック(6U)を市が準備する。

項番	カテゴリ	詳細	数量
1	システムサーバー	① ラック型(1U) ② OS: Windows Server®2022 Standard ③ CPU: Intel®Xeon® ④ メモリ: 32GB 以上 ⑤ 記憶容量: SSD480GB×2 ※RAID1 構成を基準とする ⑥ 光学: DVD-ROM ドライブ ⑦ 当日訪問修理(5年間24時間) ・サーバーモニタは既存コンソールを使用するが、通信KVMケーブルは必要	2
2	無停電電源装置	① ラック型(2U) ② システムを構成するサーバーに対して十分な電源容量を有すること ③ システム構成サーバーのシャットダウン制御が正常に行えること ④ サーバー用の電源管理ソフトウェアと無停電電源装置(UPS)が連動するためのケーブルも付属すること ⑤ 5年間センドバック保証	1
3	ネットワークHDD	① ラック型(1U) ② 記憶容量: 4TB 以上 ③ 5年間保証	2
4	USB	直営、委託間データ連携用	1
5	ソフトウェア	地域包括支援センター管理システム 別紙3_システム機能要件仕様書を満たすこと	1
6	ミドルウェア	システム稼働に必要な接続ミドルウェア及びライセンス(パソコン19台)	19
7	ウイルス対策ソフト	5年間ライセンス(サーバー)	2